

第1回 新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル
検討プロジェクト会議 事項書

令和2年 8月28日
601特別委員会室

- 1 座長及び副座長等の確認について
- 2 会議の運営について
- 3 今後の進め方等について
- 4 次回の日程について
- 5 その他

<配付資料>

- 資料1 新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議名簿
資料2 「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議」
の設置について
資料3-1 新型コロナウイルス感染症に関する経過
資料3-2 大規模な災害その他緊急事態への対応に関する三重県議会指針
資料3-3 三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver. 5
資料4 検証に当たっての視点について
参考資料 災害対策会議概要（1～8）
別紙様式 検証に当たっての意見

新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル

検討プロジェクト会議名簿

役 職	名 前	会 派 名
座 長	津田 健児 議員	自由民主党県議団
副座長	森野 真治 議員	新政みえ
委 員	三谷 哲央 議員	新政みえ
委 員	下野 幸助 議員	新政みえ
委 員	石垣 智矢 議員	自由民主党県議団
委 員	谷川 孝栄 議員	草莽
委 員	野村 保夫 議員	自民党
委 員	山本 里香 議員	日本共産党

「新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル 検討プロジェクト会議」の設置について

令和2年8月19日の議会改革推進会議役員会において、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議

2 目的

「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針」について検証を行い、Web会議の導入など、議会の機能維持の視点を加えた新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアルを策定する。

3 構成

(1) 8名の委員で構成する。

(新政みえ3名、自由民主党県議団2名、草莽1名、自民党1名、
日本共産党1名)

(2) 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

4 その他

検討方法やスケジュール等は、発足後のプロジェクト会議において定める。

新型コロナウイルス感染症に関する経過

月日	代表者会議	議会運営委員会	災害対策会議	正副議長	全員協議会	国の動き	執行部の動き
3/2	<ul style="list-style-type: none"> 「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県指針」を適用することを決定 全協開催の日程の調整が難しく、書面で執行部に質問することとを決定 						
3/3		<ul style="list-style-type: none"> 会議関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について決定(会議関係者に感染者が生じた場合及び増加した場合の対応) 					<ul style="list-style-type: none"> 議会からの新型コロナウイルス感染症に関する質問に対する回答(～3/6)
3/19					<ul style="list-style-type: none"> 執行部から本県の対策について説明 		
3/31	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症への諸対応(感染した場合等における事務局への連絡、議員の氏名等の公表、緊急事態宣言が発令された場合等の災害対策会議の開催基準等)について4月1日から適用することを決定 議長から執行部への配慮、速やかな参加、不要不急の視察や訪問等の自粛について依頼 						
4/7						<ul style="list-style-type: none"> 7都府県(埼玉、千葉、東京、神奈川県、大阪、兵庫、福岡)に緊急事態宣言発令 残る40道府県に緊急事態宣言を発令し、13都道府県を特定警戒都道府県に指定 	
4/16							
4/17	<ul style="list-style-type: none"> 会議開催の根拠規定の整理(条例・規則で規定の会議の遠隔会議負担の理由等)、3密回避の方針を決定し、感染拡大時における5月会議(役員選挙)開催方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 3密対策の協議、傍聴者にインターネット中継視聴を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について」(感染防止対策の徹底、速やかな参加、不要不急の外出の自粛、人権侵害や誹謗中傷等の根絶)を決定(第1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 正副議長が、知事に対し、議会の対応方針を決定したこととの報告と、執行部の対応について議会に迅速に報告を行うよう申し入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 執行部から緊急事態宣言等について説明 		
4/20							<ul style="list-style-type: none"> 執行部が新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県緊急事態措置」を発表

月日	代表者会議	議会運営委員会	災害対策会議	正副議長	全員協議会	国の動き	執行部の動き
4/21			<ul style="list-style-type: none"> 前日発表の執行部の緊急事態措置や各種協力金等について説明を受けるとともに、4月24日の議案聴取会を全員協議会に変更することを決定(第2回) これまで、議運や代表者会議、災害対策会議で決定してきた内容を整理した「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針」を決定 緊急事態宣言発令中は、傍聴者や議会図書館の利用者の連絡先を確認することや、会派総会等での委員会室等の活用を決定(第3回) 	<p>三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針ver.1]を全議員に配付</p>			
4/24					<ul style="list-style-type: none"> 執行部から新型コロナウイルス拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」や4月補正に關して説明 		
5/5							「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』ver.2]を発表
5/8	<ul style="list-style-type: none"> 何らかの議会経費を削減すること、また、具体的な削減内容は次回代表者会議で正副議長案を示すことを決定。 		<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』ver.2]を執行部から説明 総務省からの委員会の開催方法に關する通知を報告(第4回) 6月定例会議の一般質問を予定どおり行うことを決定 所管事項調査のための常任委員会は1時間ごとに入れ替えを行うなど、3密対策を十分行つた上で、予定どおりの開催を決定 行政部門別常任委員会の県内外調査については、時期を逸する場を除き、9月末までは見合わせることにし、10月以降については改めて協議することを決定(第5回) 緊急事態宣言の対象地域の見直しが行われる予定であること、県内における不要不急の外出の自粛が緩和されていることを踏まえ、対応方針の一部を見直した「対応方針ver.2]を策定することを決定(第6回) 				
5/13	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月から令和3年6月までの期間、政務活動費の会派分45%を減額することを決定 			<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費の減額を決定した旨、また、削減によって生じる約3千万円は、医療対策、福祉対策経費に使ってほしい旨を知事に申し入れ。 			
5/14				<ul style="list-style-type: none"> 「対応方針ver.2]を全議員に配付 		<ul style="list-style-type: none"> 本県を含む39県の緊急事態宣言を解除 	

月日	代表者会議	議会運営委員会	災害対策会議	正副議長	全員協議会	国の動き	執行部の動き
5/15							・「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県指針』」を策定
5/20			<ul style="list-style-type: none"> ・本県の緊急事態宣言の解除を踏まえ、傍聴者や議会図書室一般利用者の連絡先の確認を行わないことを確認するとともに、不要不急の外出の自粛する都道府県を見直した「対応方針ver.3」を策定することを決定 ・執行部の「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県指針』」を参考資料として配付(第7回) 	・「対応方針ver.3」を全議員に配付		<ul style="list-style-type: none"> ・2府1県(大阪、京都、兵庫)の緊急事態宣言を解除 ・特定警戒都道府県(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川県)の緊急事態宣言を解除。(全都道府県が解除) 	
5/21							
5/25							
5/26							・「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県指針』」を策定
5/29			<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県指針』」について執行部から説明 ・今後の新型コロナウイルス感染症への対応は原則、代表者会議で協議することを決定 ・「対応方針ver.4」を策定すること(第8回) 	・「対応方針ver.4」を全議員に配付			
6/3							
6/29	・議長が「感染症対応マニュアル」の策定を提案						

月日	代表者会議	議会運営委員会	災害対策会議	正副議長	全員協議会	国の動き	執行部の動き
7/13	・「感染症対応マニュアル」について、新型コロナウイルス感染症への対応に限定することを確認						
7/22				・「新型コロナウイルス感染症に関するマニュアル」における留意事項について取りまとめ、全会派に送付			
7/28				・議長が全議員に対し、「議会における新型コロナウイルス感染症への対応について」により、感染拡大エリアへの移動は慎重に検討すること、また、「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底を呼びかけ			・「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県指針』ver.3」を発表
8/3							・「三重県新型コロナウイルス」緊急警戒宣言」を発令
8/4	・新型コロナウイルス感染症対応に関するマニュアルを策定することとし、議会改革推進会議で検討することを決定 ・対応方針の時点修正等を行うことを決定						
8/6				・時点修正や社会情勢の変化等を踏まえた「対応方針ver.5」を策定し、全議員に配付			
8/14							・「三重県新型コロナウイルス」を8月31日まで延長することを発表

大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針

1 目的

本県は、巨大地震の発生が想定される南海トラフに面するとともに、全国屈指の多雨地帯を抱え、近年、全国で頻繁に発生する豪雨災害など、自然災害発生リスクが高い地域と考えられる。

三重県議会基本条例第7条の2の規定に基づき、県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、大規模な災害その他の緊急事態の発生時においても迅速かつ的確に担っていくため、県議会として必要となる対応等について、基本的な考え方をあらかじめ定めておくことが極めて重要であることから、この指針を策定する。

※三重県議会基本条例第7条の2

「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」

2 対象とする災害等

対象とする大規模な災害その他の緊急事態は、三重県地域防災計画に基づく災害対策本部運営要領及び三重県国民保護計画に規定するものを原則とし、以下の事象を基本として議長が必要と判断した場合とする。

【地震】県内に震度5弱以上の地震が発生したとき

【津波】県内に津波警報が発表されたとき

【風水害】県内に大雨、洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるとき

【その他】議長が本指針を適用する必要があると認める災害等（県内における大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ、武力攻撃事態等が発生したとき）

3 議会の役割

（議事・議決機関としての責務）

- (1) 県民の生命を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営を行い、大規模な災害その他の緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、応急対策期においては迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努めるとともに、復旧・復興期においては提案型の議論により、県政の監視・評価の役割を果たす。

(被災情報の収集と執行部への協力・支援)

- (2) 被災情報を収集し、県民の生命が適切に守られるよう必要な対応を検討するとともに、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要望・要請活動を行う。

(窓口の一本化)

- (3) 執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化する。

また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の的確な把握及び共有を図る。

(市町の災害対応への支援)

- (4) 県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、執行部に対する要望・要請を行うなど、市町の災害対応への支援に努める。

(国・関係機関等への要望・要請活動)

- (5) 国会及び関係行政庁への意見書の提出など、被災地の復旧や生活再建等に向けた国・関係機関等への要望・要請活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を発揮する。

4 議員の役割

(連絡体制の確保)

- (1) 参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

(地域での支援活動)

- (2) 参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

(情報の収集と地域への提供)

- (3) 地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集、把握に努める。また、県議会の窓口から把握した地域の被災状況や救助・救援体制等に関する情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

(個別の要望・要請は避け、地域の情報は議会に)

- (4) 執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要望・要請等を行うことについては慎む。

(地域と議会との橋渡し役)

- (5) 国・関係機関等の視察対応については、積極的に関わる。その際、被災地域の選出議員は、可能な限り被災地の調査等に当たり地域と県議会との調整及び市町の支援に努める。

(議会活動の優先)

- (6) 議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

5 議会の災害対応組織

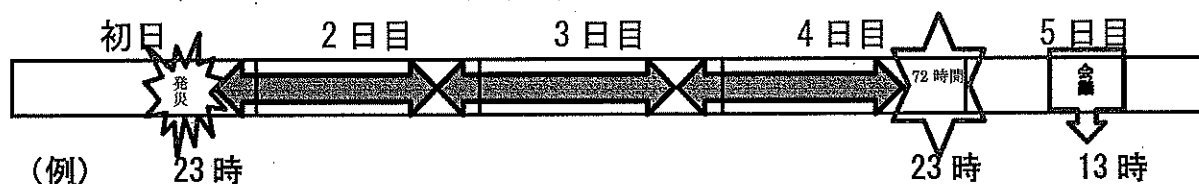
(1) 名称

三重県議会災害対策会議

(2) 招集時期

発災から72時間経過後最初に到来する午後1時

※なお、これによりがたい場合は、議長が定めることができる。



(3) 構成員

- ・代表者会議メンバー
- ・議長が必要と認める者（想定は、被災地域の選出議員など）

(4) 会議

会議は、議長が招集し主宰する。

なお、議長に事故がある時又は欠けた時は、次の順番で議長の職務代理を行う。

第1順位：副議長

第2順位：議会運営委員長

第3順位：第一会派の代表（あらかじめ議長が指定）

第4順位：第二会派の代表（あらかじめ議長が指定）

(5) 所掌事項

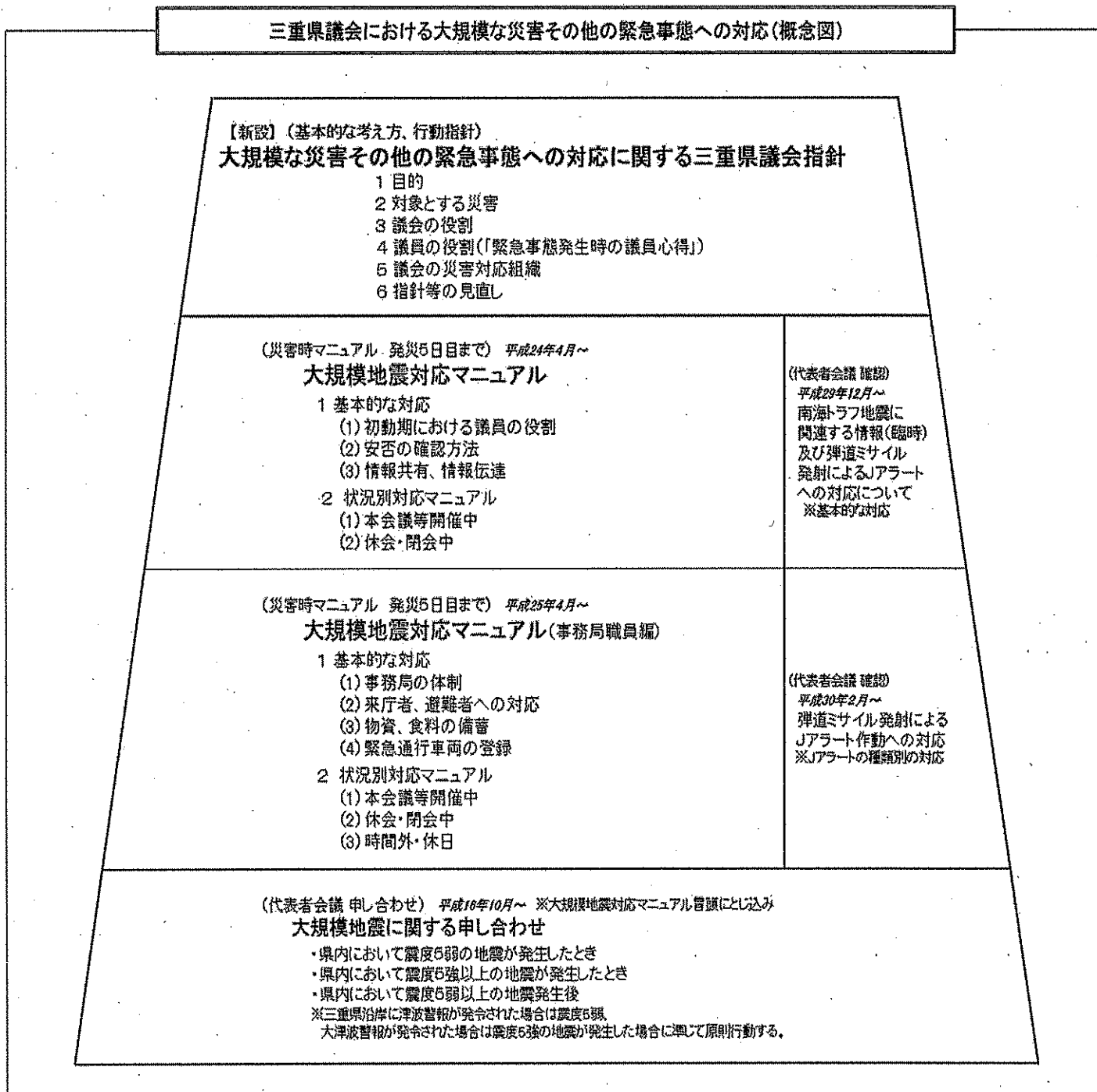
- ① 県災害対策本部の情報の把握及び議員への提供
- ② 議員が収集した災害に関する情報の集約及び県災害対策本部への提供
- ③ 本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- ④ 県や国、関係機関への要望・要請活動の検討、調整
- ⑤ その他、災害に関して議会及び議員に関連すること

6 指針等の見直し

災害対策に係る法令及び三重県地域防災計画等の改正など、状況の変化があった場合には、速やかに指針等の内容の見直しを図る。

また、防災訓練を毎年1回実施し、その結果を踏まえ指針等の見直しを図る。

7 三重県議会指針の位置づけ（概念図）



令和2年8月6日

三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver. 5

今般の新型コロナウイルス感染症の流行については、「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」（以下「三重県議会指針」という。）を適用する。

「三重県議会指針」に定めるもののほか、議長が必要と認める対策については、必要に応じて災害対策会議を招集し、協議するものとする。

ただし、軽微な対策については、その都度議長において定める。

1 議会運営等

(1) 「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策

・3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するとともに、ソーシャル・ディスタンスを確保するなど、感染防止対策を徹底する。

具体的な取組事例は、以下のとおり。

【具体的な取組事例】

① 換気の徹底等

- 議事等に影響の無い範囲で、扉ないし窓を開放する。
- 概ね1時間に1回は休憩を取り、換気する。

② 接触感染の防止

- こまめな手洗いや手指の消毒を徹底する。
- 出席者等に対し、感染防止措置への協力を要請する。

③ 飛沫感染の防止

- 人と人との間に十分な距離を保持する。
- 会話の際は、可能な限り真正面を避ける。
- マスクを着用するよう求めるとともに、咳エチケットを徹底する。
- 会議に出席する者の数を極力減らすよう要請する。

◎会議場所別対応策

「3つの密」への対応策	議場	委員会室 全員協議会室
(1) 議事等に影響のない範囲で、扉ないし窓を開放する	○	○
(2) 概ね1時間に1回は休憩を取り、換気する	○	○
(3) 議員（委員）間及び出席説明員間の間隔を広げる	—	○
(4) 出席説明員の人数を減らすよう要請する	—	○
(5) 会議の出席者等（議員、出席説明員、傍聴者、県政記者、議会事務局職員等）に極力マスクの着用を求める	○	○
(6) 議事堂での傍聴に代えて、極力インターネット中継等で視聴することを要請する。 やむを得ず傍聴する場合には、間隔を空けて着席することを要請する。なお、感染状況の把握が必要となる場合に備えて、必要に応じて、傍聴者の連絡先を確認する。	○	○

なお、会派控室、執務室についても、可能な限り同様の感染防止に努めるとともに、委員会室等の活用を図る。

また、議会図書室の一般利用者についても、表中(6)のなお書きと同様の取扱いとする。

(2) 会議関係者が感染した場合（感染の恐れがある場合を含む。）の対策

①会議関係者に感染者が生じた場合（感染の恐れがある場合を含む。）

- ・感染者は、登庁しないものとする。
- ・発熱している者、または発熱していないが感染者と極めて濃厚に接触（当該感染者が発症の2日前から治癒した日までの間において、おおよそ1メートル程度の距離でマスク等の必要な感染予防策をすることなく、累積して15分以上接触したことを目安とする。）した者に対し、登庁自粛を要請する。
- ・感染者の接触した可能性のある場所を消毒する。

②会議関係者の感染者が増加した場合

必要に応じて議会運営委員会で会議開催の可否を検討する。

- ・開催が適当と認められる場合は、上記(1)の対応を行い、会議を開催す

る。

・開催が不相当と認める場合は、以下のとおり対応する。(なお、定足数に満たない場合も以下のとおり対応する。)

(ア) 本会議を開催しない場合

議会運営委員会(議会運営委員会が開催できない場合は三重県議会災害対策会議)において、年度内等の審議を急ぐ必要がある議案であるかどうかを整理し、必要な議案について、知事による専決処分とすることの確認を行う。

なお、当初予算については、専決処分すべきものでないため、審議が困難となった場合は、一定期間の経費を計上した暫定予算の専決処分を認め、報告を求める。

(イ) 委員会を開催しない場合

委員会付託済みの議案等で審議を急ぐ必要があるものについては、審査期限を付し、期限を過ぎても委員会の開催が不相当と認める場合は、本会議において審議を行う。

委員会付託前の議案等であって審議を急ぐ必要があるものについては、委員会付託を省略して本会議において審議を行う。

(注) 災害対策会議で確認を行った場合は、後日、議会運営委員会で再度確認を行う。

(3) 議会主催の行事等

議会主催の行事等の開催の可否については、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準について」等を参考に、行事等を所管する会議等において判断する。

なお、行事等の開催に当たっては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 3」等を参考に、感染防止対策を徹底する。

2 議員の行動

(1) 行動指針

① 感染防止対策の徹底

「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策を徹底する。

② 速やかな参集

通年議会による機動的な議会運営を行うために、参集する必要性が生じた場合には、速やかに対応できるようにする。

③ 外出に当たっての注意

- ・外出時・登庁時には検温を行うなど、体調管理に万全を期す。
- ・不要不急の外出は控える。

県外への移動については、その必要性や移動先について、慎重に検討するとともに、移動が必要な場合は、移動先の感染状況の確認を行い、感染防止対策を徹底する。

特に、感染者が急増しているエリアとの往来は避ける。

また、県内外を問わず、感染防止対策の不十分な施設等の利用は自粛する。

④ 人権侵害や誹謗中傷等の根絶

新型コロナウイルス感染症に感染した方や、その家族、勤め先等は勿論のこと、感染症に係る謂れのない個人への偏見や差別に繋がる行為、人権侵害、誹謗中傷等が絶対に行われることのないよう、県民の皆さんへの啓発に努める。

また、SNS等を通じて、デマ等を流したり、拡散させることがないよう十分に注意する。

(2) 感染した場合（感染の恐れがある場合を含む。）の対応

① 議会への連絡

議員が、感染の可能性のある場所への滞在、感染者との濃厚接触、公的機関による経過観察の対象となったことなどにより、感染者となる恐れが高まった場合には、速やかに三重県議会事務局総務課にその経過や状況等について連絡を行うものとする。

その後、PCR検査（類似する検査を含む。以下同じ。）を受診した、発熱症状が出た、PCR検査の結果が出た、など状況の変化があった都度、その内容等について連絡を行うこととする。

② 議員の氏名等の公表

(ア) 議長は、議員がPCR検査の結果陽性となった場合には、三重県の担当部局が行う公式発表（以下「公式発表」という。）に併せて、議員本人又は家族の了承を得て、当該議員の氏名・選挙区を公表する。

(イ) (ア) 以外の場合であっても、議長は、必要と認める場合には、関係する公式発表の内容を踏まえた上で、議員本人の了承を得て、当該議員の氏名・選挙区等を公表することができる。

検証に当たっての視点について

新型コロナウイルス感染症に関しては、これまで、代表者会議や災害対策会議、議会運営委員会等において必要な協議、決定を行い、「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針」（以下「対応方針」という。）を基本に対応してきたところですが、その検証を行うための視点を整理しました。

1 対応全般について

- ・初動対応は、適時的確なものであったか。
- ・災害対策会議を中心とした対応は十分であったか。
- ・その時々で決定してきた内容は十分であったか。

2 国の方針や執行部の指針との整合等について

- ・国の基本的対処方針や本県指針等と整合は取れていたか。
- ・外出自粛要請の内容に過不足はなかったか。

3 執行部との関係について

- ・全員協議会の開催は、適時的確なものであったか。
- ・全員協議会の調整がつかず、執行部に文書質問を行ったことはどうか。
- ・6月定例会会議では、一般質問等の発言通告期限の早期化を図ったが、他に執行部に配慮できることはあったか。

4 感染防止対策について

- ・感染防止対策が十分であったか。
- ・傍聴の自粛要請を行ったことはどうか。

5 議会運営等について

- ・登庁自粛など、会議関係者が感染した場合等の対策に過不足はなかったか。
- ・参集リスクがある場合など、会議を開催するための方策は十分であったか。
- ・会議関係者の感染者が増加した場合等の会議開催の考え方は、どうであったか。

6 議員の行動について

- ・議員の行動指針に過不足はなかったか。

検証に当たっての意見

(会派名) _____

1 対応全般について

2 国の方針や執行部の指針との整合等について

3 執行部との関係について

4 感染防止対策について

5 議会運営等について

(裏面あり)

6 議員の行動について

7 その他（例：これまで不足していたもの、今後追加すべき事項等）

9月11日（金）（第2回会議が9月17日の場合）

9月17日（木）（第2回会議が9月24日の場合）

までに、事務局（総務課）まで提出してください。

事務担当

議会事務局 総務課

松本、矢田

電話 059-224-2871

FAX 059-229-1931

Mail gikais@pref.mie.lg.jp

災 害 対 策 会 議 概 要

開催日時 令和2年4月17日（金）午後4時10分～4時34分
場 所 議事堂5階504議会運営委員会室
出席議員 中嶋年規議長、北川裕之副議長、三谷哲央議員、稲垣昭義議員、津村衛議員、
小林正人議員、中森博文議員、長田隆尚議員、村林聡議員、
服部富男議会運営委員長
傍聴議員 山本里香議員
傍 聴 者 なし
事務局職員 湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、中西秀行総務課長、西塔裕行議事課長、
枡屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、松本忠調整監、矢田信太郎主査

概 要

1 三重県議会災害対策会議について

議長から、この災害対策会議では新型コロナウイルス感染症に関する内容だけを取り扱うこととし、それ以外の事項については代表者会議において協議することとしたい旨の発言があり、了承されました。

2 最新の状況等を踏まえた対応について

議長から、本県が緊急事態宣言の対象地域となり、知事に対して大きな権限が付与されることとなる場合に、議会に対してどのように情報提供されるべきか、また、知事に申し入れをする必要があるのか等について意見を求めました。

協議の結果、知事が発令する予定の緊急事態措置について、議会への説明と協議に応じるよう、知事に要請することとなりました。併せて、措置の発令内容について、災害対策会議内で聴き取りを行えるよう、知事に申し入れを行うこととなりました。

議長から、事務局に対し執行部と災害対策会議メンバーに日程を調整するよう指示しました。

次いで、調整監から緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染者への対応について、正副議長で策定した対応案を資料3により説明しました。

協議の結果、資料3のとおりとすることとしました。

議長から、対応策を全議員に周知するために文章を配付し、議長メッセージとして発信することとしました。

3 その他

議長から、国に意見書を提出する等の必要も考えられるが、現時点ではかなり混乱した状況にあり、国及び執行部の対応方針も明確でないことから、今後の検討課題とする旨の発言がありました。

●次回災害対策会議 改めて連絡

災害対策会議概要

開催日時	令和2年4月21日（火）午前10時2分～10時39分
場 所	議事堂5階504議会運営委員会室
出席議員	中嶋年規議長、北川裕之副議長、三谷哲央議員、稲垣昭義議員、津村衛議員、 小林正人議員、中森博文議員、長田隆尚議員、村林聡議員、 服部富男議会運営委員長
傍聴議員	なし
傍 聴 者	なし
事務局職員	湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、中西秀行総務課長、西塔裕行議事課長、 栢屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、松本忠調整監、矢田信太郎主査

概 要

説明に先立ち、議長から、前回の災害対策会議において決定した緊急事態措置の議会への説明及び協議について、知事に申し入れを4月17日（金）に行った旨の報告がありました。

1 新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」等について

4月20日（月）に知事から発表された「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～」について、配付資料により執行部から説明がありました。

その後、出席議員から、施設の休業協力要請や、三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金等に関する詳細について、質疑を行いました。

2 全員協議会の開催について

議長から、全員協議会を開催する場合、非常事態時であり、内容的にも重複することから、議案聴取会については全員協議会をもって代えてはどうかとの提案がありました。

協議の結果、4月24日に開催予定の議案聴取会を全員協議会に変更することとなりました。

議長から、本日の災害対策会議と重複した質問を行わないため、全員協議会開催までに本日の質疑内容を取りまとめて全議員に配付するよう、事務局に指示するとともに、本会議までに議会運営委員会を開催し、議事予定の変更について協議するよう、依頼がしまし

た。

3 その他

村林議員から、会議について参集しなくてもできることと、必ず参集しなければならないことを整理して、感染リスクをできるだけ低減する取組を考えていく必要があるのではないか、との意見がありました。

また、三谷議員から、茨城県議会が本会議の定足数を維持し、それ以外の議員は控室等で待機するという情報もあることから、このような運営方法について検討していただきたい、との意見がありました。

議長から、いただいた意見を踏まえて、再度検討する旨の発言がありました。

総務課長から、4月17日の代表者会議で意見のあった、喫煙室利用の際の注意喚起について、密閉、密集、密接の3つの密を避けて利用する旨の貼り紙を作成し、喫煙室前に掲示した旨の報告がありました。

- 次回災害対策会議 急いで協議、対応すべき事項がある際に開催

災害対策会議概要

開催日時	令和2年4月24日（金）午前9時22分～9時34分
場 所	議事堂5階504議会運営委員会室
出席議員	中嶋年規議長、北川裕之副議長、三谷哲央議員、稲垣昭義議員、津村衛議員、 小林正人議員、中森博文議員、長田隆尚議員、山本教和議員（代理）、 服部富男議会運営委員長
傍聴議員	今井智広議員、山本里香議員
傍 聴 者	1人
事務局職員	湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、中西秀行総務課長、西塔裕行議事課長、 枅屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、松本忠調整監、矢田信太郎主査

概 要

1 新型コロナウイルス感染症に係る議会の対応の整理について

調整監から、新型コロナウイルスに関する状況が刻々と変化しており、議会の対応として重複する内容や、現況にそぐわないものも出てきたため、これまで決定してきた様々な対応を整理した内容について、**資料1**により説明しました。

この説明を踏まえ、議長から、新型コロナウイルス感染症にかかる対応は災害対策会議において決定し、**資料1**において必要な改定を行ってはどうかと提案しました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

議長から、対応方針を改定するたびに全議員に配付するとともに、ホームページに掲載してくこととしました。

2 議会において講ずる追加措置について

(1) 傍聴者の連絡先について

議長から、先の議会運営委員会において議長預かりとなった、傍聴者の感染状況等の把握が必要となる場合に備え、連絡先を確認することについて、本県に緊急事態宣言が発出されている間に限定して連絡先を確認してはどうかの提案がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

議長から、傍聴者の連絡先確認方法等の詳細については議会運営委員会で検討するよう依頼し、併せて議会図書室の一般利用者についても同様の扱いとすることとしました。

(2) 委員会室等の対応について

議長から、会派控室についての感染防止対策の一つとして、会派総会や会議等の場として委員会室等の活用について検討してはどうかと提案しました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなり、各会派で委員会室を利用する場合には、議事課に連絡いただくこととしました。

また、議長から、事務局職員も当分の間、必要に応じて委員会室を利用させたい旨の発言がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

3 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための議会事務局の対応について

総務課長から、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための事務局の対応について、[資料2](#)により説明しました。

(2) その他

小林議員から、6月議会の一般質問が新型コロナウイルス感染症対策に関する質問に集中するのではないか、との想定がなされる中で、あり方等も含めて検討してはどうかとの意見がありました。

議長から、議会としてのあり方も含めて、各会派で検討していただくよう依頼しました。

このあと執行部説明会が行われました。

●次回代表者会議 急いで協議、対応すべき事項がある際に開催

災害対策会議概要

開催日時 令和2年5月8日(金)午前10時～10時40分
場 所 議事堂5階504議会運営委員会室
出席議員 中嶋年規議長、北川裕之副議長、三谷哲央議員、稲垣昭義議員、津村衛議員、
小林正人議員、中森博文議員、長田隆尚議員、村林聡議員、
服部富男議会運営委員長
傍聴議員 今井智広議員、山本里香議員、稲森稔尚議員
傍聴者 1人
事務局職員 湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、中西秀行総務課長、西塔裕行議事課長、
枅屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、松本忠調整監、矢田信太郎主査

概 要

1 新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」等について

5月4日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全都道府県が緊急事態宣言の対象となる「基本的対処方針」が決定され、それを踏まえて5月5日に知事が発表した「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」ver.2～三重を守るために～」について、[資料1](#)により執行部から説明がありました。

その後、出席議員から、緊急事態措置の緩和に関する検討や新たに創設する協力金の詳細などについて質疑を行いました。

2 6月定例会議の一般質問等について

先の災害対策会議で意見のあった6月定例会議の一般質問のあり方について、議事課長から[資料2](#)により、一般質問の日程を変更する場合に想定される案の説明がありました。

議長から、一般質問の日程を変更するかどうか、また、変更する場合にはどのように変更するかを各会派で検討し、次回の災害対策会議で報告するよう依頼しました。

また、議長から、5月22日から26日にかけて予定されている所管事項調査のための常任委員会について、出席説明員をできるだけ少なくして1時間ごとに入れ替えを行うなどにより委員会を実施してはどうかとの提案があり、各会派で検討することとなりました。

3 その他

(1) 地方公共団体における議会の委員会の開催方法等について

議事課長から、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について、総務省から発出された資料3の通知文書を説明しました。

議長から、オンライン会議を進めていくには、条例規則の改正などソフト面の対応に加え、パソコン機器等のハード面での整備も必要となることから、議会のICT化を検討しているスマート議会勉強会にこの内容を伝えることとしました。

●次回災害対策会議 来週中に開催

災害対策会議概要

開催日時 令和2年5月13日(水)午前10時2分～10時24分
場 所 議事堂5階504議会運営委員会室
出席議員 中嶋年規議長、北川裕之副議長、三谷哲央議員、稲垣昭義議員、津村衛議員、
小林正人議員、中森博文議員、長田隆尚議員、村林聡議員
服部富男議会運営委員長
傍聴議員 藤根正典議員、今井智広議員、山本里香議員、稲森稔尚議員
傍聴者 なし
事務局職員 湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、中西秀行総務課長、西塔裕行議事課長、
枡屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、松本忠調整監、矢田信太郎主査

概 要

1 6月定例会議の一般質問等について

5月8日の災害対策会議で、各会派において検討することとなった6月定例会議の一般質問の日程(資料1)について、各会派から検討結果の報告がありました。

協議の結果、6月定例会議の一般質問は、執行部の負担を軽減する観点から、発言通告を早めに行うなど工夫することで予定どおり実施することとし、議案上程日となっている6月3日に本県に緊急事態宣言が発令されている場合は、6月定例会議の一般質問をすべて延期して、9月以降の定例会議へ送ることを軸に検討することとなりました。

2 所管事項調査のための常任委員会について

議長から、5月8日の災害対策会議で、各会派において検討することとなった所管事項のための常任委員会について、十分な3密対策を取った上で委員会を開催してはどうかという議長の提案に対しての各会派の検討結果について確認しました。

確認の結果、特段の異議等はなかったため、予定どおり、5月22日から26日にかけて、所管事項調査のための常任委員会を開催することとしました。

3 常任委員会等の県内外調査について

議長から、新型コロナウイルス感染症について予断を許さない状況が続き、常任委員会等の県内外調査について感染拡大のリスクをゼロにすることが難しいことから、行政部門別常任委員会以外の委員会を含めて、特段の事情のない限り、県内外調査を原則として本年9月末まで見合わせることにし、10月以降の調査については、9月4日開催予定の代

表者会議を目途に実施の可否等について改めて協議し、方針を決定するとともに、10月以降の実施では時期を逸してしまう場合は委員会で調査先や調査時期を慎重に検討の上、県内外調査を実施してはどうかとの提案がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

この協議結果を踏まえ、議長から、10月以降の県内外調査の日程を確保するため、原則として11月9日から12日までと、11月16日から19日までの計8日間を県内外調査の日程として確保し、各常任委員会においてはその日程内で適宜県内外調査を実施してはどうかとの提案がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

議長から服部議会運営委員長に対し、県内外調査の日程確保については議会運営委員会において検討を依頼するとともに、Web会議システムなどの仕組みを活用するなど、各委員会において調査活動を工夫するよう依頼がありました。

4 災害対策会議の継続設置について

議長から、現段階では災害対策会議を必要に応じて招集すべきであり、今後も、3月31日の代表者会議で決定した「新型コロナウイルス感染症への諸対応について」に加え、執行部の「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置状況等も総合的に勘案し、災害対策会議の招集の必要性を検討していきたいとの発言がありました。

協議の結果、議長の発言のとおり、災害対策会議を継続して設置することとしました。

これに伴い、議長から、翌日予定されている国の緊急事態宣言の一部見直しを踏まえて、4月24日付で策定した「三重県議会新型コロナウイルス感染症対策方針 ver. 1」の見直しを災害対策会議の中で議論していくこととしました。

●次回代表者会議 急いで協議、対応すべき事項がある際に開催

災 害 対 策 会 議 概 要

開催日時 令和2年5月14日(木) 午前9時36分～9時38分
場 所 議事堂5階504議会運営委員会室
出席議員 中嶋年規議長、北川裕之副議長、三谷哲央議員、稲垣昭義議員、津村衛議員、
小林正人議員、中森博文議員、長田隆尚議員、村林聡議員、
服部富男議会運営委員長
傍聴議員 山本里香議員
傍 聴 者 なし
事務局職員 湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、中西秀行総務課長、西塔裕行議事課長、
枅屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、松本忠調整監、矢田信太郎主査

概 要

1 三重県議会新型コロナウイルス感染症対策方針の変更について

議長から、4月24日に決定した「三重県議会新型コロナウイルス感染症対策方針」について、緊急事態宣言の対象区域の見直し等が行われる予定であることや、県内における不要不急の外出が緩和されていることから、軽微な対策として、議長の権限において、この方針を変更したいとの提案がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

これを踏まえて、議長において、対応方針の必要な書き換えを行い、変更部分を明示して各議員に配付することとしました。

●次回代表者会議 急いで協議、対応すべき事項がある際に開催

災害対策会議概要

開催日時 令和2年5月20日(水)午前10時1分～10時11分
場 所 議事堂5階504議会運営委員会室
出席議員 日沖正信議長、服部富男副議長、三谷哲央議員、稲垣昭義議員、津村衛議員、
小林正人議員、津田健児議員、長田隆尚議員、村林聡議員、
森野真治議会運営委員長
傍聴議員 山本里香議員
傍 聴 者 2人
事務局職員 湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、中西秀行総務課長、西塔裕行議事課長、
柘屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、松本忠調整監、矢田信太郎主査

概 要

1 三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver. 2 について

調整監から、5月14日に本県を含む39県が緊急事態宣言の対象地域から除外されたこと、また、5県が特定警戒都道府県の指定から除外されたことを踏まえた対応方針の見直しについて、[資料1](#)により説明しました。

これに伴い、議長から、傍聴者の連絡先の確認を行わず、傍聴者に関する規程を準用する議会図書室の一般利用者についても、同様に連絡先の確認は行わないこととする旨、確認を行いました。特に異議は出なかったため、議長の発言のとおりとなりました。

議長から、緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されるまでの間、県内全域を対象とした「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』～命と健康を守るために～」([資料2](#))を参考とするよう依頼しました。

2 その他

議長から、当会議の継続については、執行部の「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置状況等を総合的に勘案して、招集の必要性を検討し、急いで協議、対応する事項が出てくれば開催するなど、必要な対応を行うことを確認しました。また、特定警戒都道府県への移動について、国の方針等が変わってくれば、議長において対応方針を修正し、改めて、全議員に配付したいとの提案がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

●次回代表者会議 急いで協議、対応すべき事項がある際に開催

災害対策会議概要

開催日時	令和2年5月29日（金）午後1時31分～1時49分
場 所	議事堂5階504議会運営委員会室
出席議員	日沖正信議長、服部富男副議長、三谷哲央議員、稲垣昭義議員、津村衛議員、 小林正人議員、津田健児議員、長田隆尚議員、山本教和議員（代理）、 石田成生議会運営副委員長（代理）
傍聴議員	青木謙順議員、小林貴虎議員
傍 聴 者	1人
事務局職員	湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、中西秀行総務課長、西塔裕行議事課長、 枅屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、松本忠調整監、矢田信太郎主査

概 要

1 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 2について

5月25日に特定警戒都道府県として指定されていた5都道県の緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議」において決定された「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 2」について、[資料1](#)により執行部から説明がありました。

その後、出席議員から、小規模イベントなどの開催にあたっての検討について、質疑を行いました。

2 三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver. 4について

調整監から、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 2」が策定されたこと等に伴い、議会の対応方針の見直し案について、[資料2](#)により説明しました。

協議の結果、議長において文言の修正を検討したうえで、対応方針を見直すこととしました。

議長から、今後、国の基本的対処方針や執行部の指針が見直された場合等であっても、軽微な内容である場合には、議長が必要な定めを行い、全議員に周知する旨の発言がありました。

また、議長から、今後、新型コロナウイルス感染症に関する対応は、原則代表者会議において協議することとし、「緊急事態」であると判断される状況になれば、必要に応じて災害対策会議を招集する旨の提案がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

- 次回災害対策会議 緊急事態であると議長が判断する場合に必要な応じて開催